

# 平成30年度 事業報告

法人の名称 社会福祉法人 らぼおるの樹

平成30年度の事業は、昨年度挙げた計画と1年を経た結果をもとに未達成な課題を継続、そして、【次へつなぐ】ことを念頭に置いて事業を推進することを念頭に置きました。

## 【法人運営体制】

### [1] 役員（アイウエオ順）

理事(定数6名→1名増 定数7名)

理事長：北川千鶴子

常務理事：大石洋一（途中解職）

理事：大森裕子 折祖昭子 末吉一夫 長島正樹 濱るみ子

評議員（定員8名：途中から1名空席）

薄井正人 大崎誠一 岸本義昭 小嶋珠実（長島正樹） 西澤真理子

蒔苗美千代 武笠太郎

監事（定員2名）

大石剛一郎 森廣佑造

評議員選任・解任委員

和秀敏 大石剛一郎 高橋忠信

### [2] 理事会開催状況と議題及び出席状況

資料1を参照

### [3] 評議員会開催状況と議題及び出席状況

資料2を参照

## 1. 平成30年度の事業計画の進捗状況（達成状況）

### ① エリア毎の事業展開に向けて準備

エリアを二つに分けて、小規模化を図る。

↓

《平成30年度も未達成⇒次年度も諦めずに継続課題》

統括管理者の人員配置ができなかったこと、法人本部として、小規模化に向けての具体的な取り組みができなかった。

### ② 相談支援事業の充実（達成）

指定一般相談支援事業の指定を受ける。少しずつではあるが、グループホーム等から地域での暮らしに移っている方への支援ができた。

### ③ 高津区久末の事業展開

#### A《短期入所》の事業指定《平成 30 年度も未達成》

法人として、事業所指定申請の動きまでできず。次年度の課題として継続する。

#### B 外部委託型の共同生活援助事業への転換《未達成》

グループホームあまぐり事業としては、ユニットあまぐり 2 の再開や日々の支援の中で、支援の難しい入居者への対応に追われたり、傷病休暇のスタッフが出る中で、将来の活へ向けての準備がととなわず、申請そのものを断念した。

### ④ 末吉ハイツ 1 階の利用（フリースペースうもじゃ）

GH あまぐりの入居者の余暇活動の場、D&H の活動の場、日中活動の場等で活用する。将来的には、福祉サービスの指定を視野に入れる。

↓

《未達成》

福祉サービス事業への転換は未達成ではあったが、フリースペースとしては、有効に利用できたものとする。継続して福祉サービス事業の指定申請は検討することとして、同時に、他の利用も検討に入れて検討する。

【次年度に残した課題】であった事業は下記の通り。

1. 職員研修を体系化する。管理監督者 1 名が、研修担当者となり、研修報告書の提出や研修の案内等、一歩進んだと考える。今後は、自ら外に向けての実践発表してみる等、職員の能動的な取り組みに期待する。
2. キャリアパスについて、具体的に検討する
3. 防災に対する研修・マニュアルの作成  
☆但し、東日本大震災被災地へのつながり《達成》：  
2 回被災を訪ねる。募金の継続等《忘れない》を合い言葉に！
4. 第三者委員会、人権擁護委員会の設置
5. 通信の定期発行（22 号からストップしている）

【次へさらなる一歩につなげたい活動】

- ① 当事者の会(D&H)の活動への支援を、具体的に公益事業に位置づける。
- ② 第 10 回障害者週間連続フォーラムは、【社会福祉法人らぼおるの樹】の 10 周年とも重なる。歴史の区切りとして、そして、さらなる事業展開に向けて、企画したい。

## 2. 実施運営事業

- (1) 通称「総合支援法」に基づく事業：新規立ち上げた事業は無資料3参照
- (2) 公益事業
  - ① 相談支援路：GHあまぐりの入居希望受付窓口  
☆GHあまぐり入居希望の待機者 17名（参考資料参照）  
特に、10年以上も地域への移行を熱望している方への受け入れができていないことは、法人として、真摯に受け止めなければならない。
  - ② カラオケ教室（不明瞭）
  - ③ いいところ応援ライブ
  - ④ パーソナル事業（相談、具体的な移動・見守り他）
- (3) 収益事業（ショップ風）
- (4) その他（研修事業&講師派遣他）  
講師として、外部の団体からの要請を受ける。

## 3. 職員体制（平成31年3月31日現在）

- (1) 常勤職員と非常勤職員、登録ヘルパー  
常勤 46名 非常勤 111名 ヘルパー17名  
(30年3月31日現在：常勤 39名 非常勤 108名 ヘルパー22名)
- (2) 手帳所持者・寡婦  
手帳保持者 10名 寡婦 4名
- (3) 年齢別  
60歳～64歳 10名 65歳～69歳 27名 70歳以上 44名  
(平成30年3月31日：60歳～64歳 13名 65歳～69歳 30名 70歳以上 26名)
- (4) 平成30年度新採用職員数  
常勤 5名 非常勤 22名 ヘルパー1名
- (5) 平成30年度退職職員数  
常勤 4名 非常勤 11名 ヘルパー2名

## 4. 理事長及び常務理事の活動状況

資料4を参照

## 5. 報告事項

- ① 東北への旅  
当事者を中心とした〔実行委員〕を中心に、数回の実行委員会を開催し、NPO法人らぽおるとの協同で実施した。

2泊3日の〈岩桐永幸と訪ねる東北への旅〉を計画し、実行した。

② 第9回連続フォーラム（実行委員会方式）

その1 「響」：NPO 法人らぼおる主催

開催日：平成31年1月12日 会場：多摩市民館大ホール

その2 「みんなのいいところ応援ライブDX」：主催：らぼおるの樹

開催日：平成31年3月31日 会場：21ビル多目的ホール

5. その他（理事長として、最近気になること等々）

「特定非営利活動法人らぼおる」から「社会福祉法人らぼおるの樹」を運営にかかわってきた中で、感じたこと、気になること、皆さんと共有したいと思ったこと等をまとめてみました。

(参考資料：平成 29 年度の事業報告書の文)

- ① 障害者総合福祉法の在り方への疑問
  - ・加算の在り方
  - ・個別給付の実績中心の在り方
  - ・[仕事・効率]ありきの日中系の加算方式
- ② 起訴と同時に、生保が止められること 刑法第 25 条 1 項 2 号【注】に対する疑問
- ③ 住む家が無いと「生保」の受給ができないこと(ほとんど不可能であること)
- ④ グループホームが「家」という位置づけから最近「施設」になってきている  
消防法上の入居者の区分 4 が 80%を超えたらスプリンクラー設置義務  
→しかも、マンションであればマンション全体にその括りが課せられる。  
もちろん、火災に対する配慮は重要であることは百も承知です。
- ⑤ 職員配置加算他の資格ありきの状況
- ⑥ 自由とか、本人のやりたいこと、言い分が、制度の狭間で、いとも簡単にほうむ去られてしまう現実状況に対するいら立ち。

(注 1) 刑法第 25 条 1 項 2 号

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(注 2) 参考資料

未来を見据えて、社会福祉法人らぼおるの前身である「特定非営利法人らぼおる」の認可 1 年目の活動、その後の変遷、過去の職員研修レシメ等参考資料として準備致しました。時間のある時に目を通していただければ幸いです。